

〇むつ市道路占用料金表（令和3年4月1日施行）

占用物件		占用料		
		単位	金額	
道路法第32条 第1項第1号に 掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	420円	
	第2種電柱		650円	
	第3種電柱		880円	
	第1種電話柱		380円	
	第2種電話柱		610円	
	第3種電話柱		830円	
	その他の柱類		38円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	
	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	370円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	230円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760円	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320円	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	960円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	760円	
道路法第32条 第1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		45円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		68円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		91円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		230円	
	外径が1m以上のもの		450円	
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	760円	
道路法第32条 第1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	10円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	96円	
道路法施行令 （昭和27年政 令第479号。以 下「令」とい う。）第7条第1 号に掲げる物 件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	96円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	960円
	標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
その他のもの		1本につき1月	96円	

	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		480円
令第7条第2号に掲げる工作物				760円
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡につき1年	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	96円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円

備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- (5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。